

# 第 59 回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成28年12月1日（木）開催

開催日時 平成28年12月1日（木）午後3時00分から

開催場所 新潟県庁 議会庁舎第3会議室

出席委員 樋口秀、加藤恭子、中田誠、富所健司、山崎和美、山川智子、  
大串葉子、山中知彦  
以上8名

欠席：山波家希、澤田雅浩、入村明、小林則幸、渡邊理絵  
以上5名

1 開会

2 あいさつ

森永用地・土地利用課長

3 会議の成立

定数13名中8名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第6条第3項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告。

4 議事録署名委員と傍聴の許可

山崎委員を議事録署名委員に任命し、マスコミ2社2名に対し傍聴を許可した。

5 議事

(1) 新潟県土地計画（案）の審議について

事務局

（資料1、資料2、資料3、資料3-2、資料4、資料5について一括して説明。）

山中会長

ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたら、発言をお願いします。

山川委員

資料3-2についてですが、空き家対策というのは本当に厄介な問題になっていますが、この空き家抑制対策は、具体的には、そのまま放置すると倒壊や何かで非常に危険なので、行政処分として処分または撤去とか、そういう強行手段をするという意味でしょうか。そういう意味ではないのでしょうか。

事務局

こちらの方の抑制策は、具体的には市町村で取り組む内容になっています。様々なものが考えられます。具体的に申し上げますと、たとえば空き家バンクで利用のマッチングを行うとか、あるいは、ご指摘いただいたような除却が必要なものについては撤去していくという取組も含まれます。まだ空き家対策は緒に就いたばかりですので、これから取組が進められていくのだろう、ということで盛り込まさせていただきました。

山川委員

わかりました。いわゆるそういう強制的なもの、行政処分だけでなく、全体としてマイルドな形もあるということで解釈し

てよろしいでしょうか。

事務局                    はい。

山川委員                ありがとうございました。

山中会長                他にありませんか。

大串委員                資料4についてよろしいでしょうか。6ページから7ページです。事前に資料を送っていただき、コメントしたことを反映していただいておりますので、ほとんど無いと思っていたのですが、資料4の6ページの上から2番の項目「エ」のところで、ここは「検討することが必要です」ということが方針の中に書かれています。5ページの(1)の小見出しの下の部分で、こういうことが必要だから、ア、イ、ウ、エのことを「やります」ということは分かるのですが、エではなぜ「検討します」とすることがいけないのか、ということです。次のページの7ページの(3)の「災害に強い安全・安心の県土の実現に向けた土地利用の方針」のイのところでも、やはり「取組を検討する必要があります。」という表現がありますが、前文で「必要がある」として、その具体的な内容が「ア、イ、ウ」になると思いますので、「イ」も「検討します」と言い切っていただければよいと思います。その2点です。

事務局                    説明が足りなくて恐縮です。いまお手元にお配りしている資料4は、先般、各委員に事前にお示ししたものと同一のものをお配りしています。その後いただいたご意見については、市町村や庁内関係課からいただいたご意見と併せて修正をしたいと考えております。今、大串委員が発言されました、「方針」の内容として、施策を「検討することが必要です」と記述するのはおかしい、という点につきましてもご意見として修正させていただきたいと思います。

1点だけ申しますと、6ページの「エ」、土地の所有者の所在が不明の土地が増えていくことに対する方針ですが、こちらは、国土利用計画の全国計画を引用し、国の動向を踏まえながら「所有から利用への観点に立った方策を検討することが必要です」、と書かせていただいております。全国計画がこのような表現になっているのは、法的な課題とか取組の方向について現時点で検討がなされていないという中で、検討の必要性を言

及するに留めたものと考えております。これについては、このまま現行のとおりとさせていただきたい、と考えております。

大串委員 国の動向を踏まえながらであれば「検討します」が良いと思います。なんというのでしょうか、歯切れが悪すぎて、本気かどうか分からないところが問われると思います。長岡市の計画を見させていただきましたが、長岡市は小見出しの下の部分で「必要です」としていても、その後の項目では「図ります」とか言い切っているのですね。

山川委員 言い切らないと、わからないですね。

大串委員 言い切った方が、県はきちんと対応を考えていると思いますので、前向きに検討していただければと思います。

事務局 検討いたします。

山中会長 よろしいでしょうか。

大串委員 はい、ありがとうございます。

山中会長 よろしく願います。他にございますでしょうか。

樋口委員 都市計画を担当しています樋口です。利用区分別規模の目標ということで、私の意見についてご検討いただきありがとうございました。このように設定されるとご理解いただけるのではないかと思います。若干ですが、今後この資料を見られた方のために、コメントさせていただきます。資料3です。裏面の、(6)住宅地の面積について「郊外での宅地造成や空き家の増加に伴い」と書いてあります。空き家の増加は宅地面積の増加に直接つながるものではなく、元々宅地だったものが使われなくなったということですので、「空き家の増加」を前の方に書いていただき、「空き家が増加する一方で、郊外等への宅地造成が行われることで宅地面積が少しずつ増加している」ということで良いと思います。そのような状況のなかで工業用地が減少傾向にあるということもありますので、併せてご検討いただければと思います。関連して、資料3-2ですが、一番下に規模の目標というところがございます。これは非常にわかりやすい図ですが、右側の換算というところで、2015年が310千㎡であるとい

う数字を図に入れていただき、それが2025年の推計では314㎢になるけれど、抑制分を推計すると312㎢になる、としたほうが、わかりやすいと思います。先ほどアドバイザー意見の説明にもありましたが、住宅地から違う用途、宅地から違う用途へ転換する制度はない、という説明だったので、この資料だけを見ると、何かあたかも宅地から違う用途に転換が出来そうに見えるてしまいます。ご検討いただきたい思います。以上2点です。

大串委員 一言いいですか。

山中会長 はい、どうぞ。

大串委員 資料3-2の一番下の図を見て思ったのですが、これは単位が変わっていて、少し驚きます。この単位は揃えることは難しいでしょうか。

事務局 図の左の方では戸数で、右の方では㎢（平方キロメートル）になっていることについてのご指摘でしょうか。

大串委員 そうです。

事務局 分かりやすいように工夫したいと思います。

大串委員 お願いします。県民の方の皆さんが関心を持って見られた時に驚く、という感じがしませんでしょうか。

山中会長 よろしいでしょうか。

私からも質問させていただきます。このグラフの意味についてですが2015年から2025年の間に空き家が増える量は、居住世帯が減る数よりも多くなっています。181.4千戸から144.4千戸を引いた数字が、833.8千戸から802.8千戸を引いた数字よりも多くなる。その間に新設された住宅も空き家になるのでしょうか。

樋口委員 この10年間で新しく建つものは大丈夫ですが、かなり老朽化した住宅が既成市街地内で空いてしまうということだと思います。図の左側は、どちらかというと、県民の皆様にごこういう問題があるということ意識していただくグラフではないか、と思います。

大串委員 新設が 6.3 千戸増えるということですか。2015 年から 2025 年にかけて、977.9 千戸から 984.2 千戸になるということですか。

樋口委員 この図の左側の 2015 年の上のところに※印があつて、新設 82.8 千戸に対して滅失が 76.5 千戸ということですので、これまでのトレンドを推計して算出した数値だと推察します。

山川委員 はっきりわかることは、著しく空き家が増えるということですか。

樋口委員 そのとおりです。

事務局 統計上は、空き家が現在もどんどん増えていますので、その傾向は当然続くという前提です。

山川委員 一旦、空き家になると復活させるのも難しいですね。

事務局 これまでの統計のデータが出ていますので、最初に山川委員ご指摘のとおり、これをどうやって空き家対策につなげていくのか、各市町村でいろいろ策定していくことになるかと考えております。

山中会長 それと、その空き家そのものを除去する、しないに関わらず、国土利用計画上は建物が有ろうと無かろうと、宅地に換算せざるを得ないということですか。

事務局 そのとおりです。

山中会長 わかりました。

事務局 そこまでをこの図に盛り込むと複雑になりすぎて、かえって分かりづらくなるということで、今日はこういう形で整理させていただいております。より分かりやすくなるような図を検討させていただきます。

山中会長 もう一度、わかりやすくお願いします。他にはいかがですか。

(全委員) (意見無し)

山中会長 特にないようですので、この辺でよろしいでしょうか。それでは、今後、文言修正が必要になった場合は、軽微な文言修正については事務局に一任するという事で、ご了承いただきたいと思えます。

つづいて、今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料6、資料7について一括して説明)

山中会長 県民アンケート結果への質問は、別途、事務局に提出することでお願ひします。今、説明がありましたように、土地利用計画の今後の策定スケジュールについては、アドバイザー会議を経た上で、来年2月の審議会で諮問、答申をするということによろしいでしょうか。それでは今後は、事務局を通じて会議日程の調整について連絡があると思ひますので、よろしくお願ひします。

(2) 報告事項 国土利用計画（長岡市計画）について

山中会長 それでは、その次の、その他の報告事項に移ります。国土利用計画（長岡市計画）について事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料8により説明)

最後に、この市町村計画につきましては、国土利用計画法の規定により、市町村計画策定の報告を受けた県知事は、市町村に対し必要な助言または勧告をする場合、本審議会への諮問、答申を行った上で行うことができるとされております。事務局としては、関係課から意見を聴取し、提出された意見については計画にすべて反映されていることから、今回は、特段助言や勧告の必要はないと考えています。以上をもちまして資料8の説明を終わらせていただきます。

山中会長 以上の説明についてご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

(全委員) (意見無し)

山中会長 よろしいでしょうか。はい。それでは、他にご意見はござい



ますでしょうか。

(全委員)

(意見無し)

山中会長

特段ご意見がないようですので、以上で本日予定されていた議題はすべてとなりますが、全体を通して何か確認等ありますでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

## 6 閉会

事務局

ご審議いただきまして、ありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえて、パブリック・コメントを実施しまして、来年の審議会で諮問できるよう進めて参りたいと思いますので、今後ともご協力お願いします。また、本日以降、何かお気づきの点がございましたら事務局までご連絡をお願いします。早速で恐縮でございますが、次回の開催について事務局より日程調整させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願います。以上です。

山中会長

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時42分 終了

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員

山 崎 和 美

(原本は自署で記載されています。)